令和８年度　第１回　尼崎市学校給食運営会議　議事要旨

日　時：令和 8 年 10 月 29 日（木）
　　午後 3 時 00 分～午後 4 時 10 分
場　所：尼崎市立学校給食センター
　　2 階　多目的室

1　開会

⑴　あいさつ

尼崎市教育委員会教育長より開会あいさつ

⑵　委員紹介

令和 8 年度尼崎市学校給食運営会議委員名簿の順に紹介（出席者 11 名）
事務局の紹介

⑶　尼崎市学校給食運営会議要綱について（事務局）

尼崎市学校給食運営会議設置要綱を基に、以下の説明を行った。

・第 3 条「議事内容」は、小学校、中学校、特別支援学校給食の運営・推進に関する事項。

・第 4 条「委員」は、学校関係の代表、保護者の代表、行政関係者、学識経験者、その他教育長が必要と認める者。

・第 5 条「任期」は、委員の任期は 2 年とする。

・第 6 条「会長の指名等」は、「教育長は、委員の中から会長と、職務を代行するものを指名する」とする。

・第 9 条の「秘密保持」は、委員及び会議に招致された者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

⑷　会長あいさつ

⑸　尼崎市学校給食運営会議の公開について（事務局）

尼崎市学校給食運営会議公開要綱を基に、以下の説明を行った。

・第 1 回目の会議は、会議の公開及び傍聴が可能であることを前提として、傍聴者を募集した。

・尼崎市情報公開条例第 24 条において、「付属機関等の会議は、公開する。」と定められており、運営会議は基本的に公開となる。ただし、取り扱う内容によって、運営会議の決定により公開しないとする。

・第 2 条、運営会議開催日等の詳細はホームページ上に掲載し広く周知する。

・第 3 条、「傍聴者の定員は、10 人以内とする。」としており、定員を超える希望者があった場合は抽選とする。

・第 5 条「傍聴できないもの」、第 6 条「傍聴者の守るべき事項」、第 7 条「写真、映像等の撮影及び録音等の禁止」等を定めており、第 10 条「報道関係者の取り扱い」については、尼崎市政記者クラブに所属する記者について傍聴を認め、報道関係者も傍聴者に準じて傍聴ができる。
・第 11 条、運営会議の決議により運営会議の全部または一部を非公開とすることができる。
・第 12 条、事務局で会議録を作成し、その要旨をホームページ上で公開する。

会長より、以降の会議については公開とすることを報告した。

〇傍聴申請者の確認を行い、傍聴希望者はいないことを報告した。（会長、事務局）

2　議事

⑴　学校給食の概要と主な予算について（事務局）

・学校給食の概要について、資料を基に、調理方式、衛生管理、献立作成、調理や献立の特徴等の概要、学校給食の実施状況、学校給食の基本的な考え方、学校給食用物資の選定方法、学校給食を活用した食育、尼崎市学校給食展の取り組み、学校給食業務の主な流れについて説明を行った。
・令和 8 年度の学校給食に関する主な予算について、資料を基に説明を行った。

※主な発言要旨

（委　員）　本校の児童は給食を楽しみにしており、毎日よく食べている。本校では月 1 回程度、ランチルームで食べる活動をしている。そこで、栄養教諭から給食や食育に関する話があり、給食を単に食べるだけでなく、環境を変えて食べるという活動を行っている。

（委　員）　本校の生徒は非常に給食が大好きで、残食もほとんどない状態で、毎日本当に感謝している。給食時間の一言メッセージについても、その季節の食材、尼崎の特産物等の話が盛り込まれていて、生徒たちも非常に楽しみに聞いている。
生徒たちの声を聞いたが、デザートが減ったのかな？という声があった。子どもたちも物価高騰を受けて食材が高くなったのだろうという昨今の事情を察しながら、それも学びの一つとして捉えて、給食の中でいろいろな話題を楽しみながら給食をいただいている。

（委　員）　中学校の子どもたちからのパンが食べたいという声は教育委員会の皆さんの耳にも入っていると思う。それ以外に、SNS で見て憧れがあり、韓国料理、タイ料理が食べてみたいとか、給食に出たら面白いなという声を聞いているので、参考にしていただきたい。

（委　員）　年 1 回、小学 1 年生の保護者向けに給食試食会を実施している。先日、きなこパンの日に試食会をした。皆口々にこれはおいしいと大好評で完食だった。ただ、手で掴んで食べるので手がぐちゃぐちゃになり、子どもたちはどうやって食べ

ているのだろう？先生は大変かもしれないな、という意見が出ていた。子どもの時に食べた給食の記憶はいつまでも残っていて、大人になってまた食べられた喜びを感じているので、このような給食試食会は保護者を巻き込んで今後も実施していこうと思っている。

（会　長）　パンが食べたいというのは、ご飯が中心で、パンの比率が低いのか。

（事務局）　中学校給食は週5回ご飯だが、生徒からの要望をいただき、今年度11月、12月、2月の3回、パンが登場する予定である。

（委　員）　昨年度の本会議で、学校給食献立コンクールがすごく良かった印象が残っている。今年度の予算が少し増えているのは、頑張っていただいたという認識でよろしいか。

（事務局）　ごはんに合うメニューというテーマで今年度も実施したところ、昨年度から約660人増えて、約3800人、全体の約40%以上の生徒が応募してくれている。年々応募が増えている。

（委　員）　子どもたちが喜ぶと思うので、このような企画はぜひ頑張っていただきたい。

（委　員）　給食室の空調が未整備の学校はあとどれくらい残っているのか。

（事務局）　小学校、特別支援学校合わせて42校中、残り12校で、スポットクーラーで対応している。令和9、10年度で、5校ずつ整備する予定である。残り2校の下坂部小学校と園田南小学校は、学校全体の建て替えと合わせて整備するため、令和10年度までには終わらないが、大体が令和10年度までに終わる予定である。

（委　員）　私も過去に学校給食で空調のあるところとないところどちらも働いたことがあるが、空調のないところは、夏は暑く、冬は寒くて大変である。調理員の方々はすごく頑張っていると思う。

（会　長）　歳入の学校給食費収入について、小・中学校分となっているが、今は中学校分のみという認識でいいか。

（事務局）　中学校の半額分と全校の教職員の全額分の収入である。

（会　長）　学校給食費負担軽減事業について、対象者の給食を食べていない児童の人数は把握しているか。

（事務局）　9月補正で初めて取り組む事業になる。重度の食物アレルギーでお弁当を持参している、不登校、傷病、宗教上の理由等のやむを得ない事情で給食停止届が出ている児童が対象で、大半を占めているのが不登校である。約340人×5200円×11回の金額で予算を組んでいる。

（会　長）　学校給食費調整基金の残高が約9700万円ということだが、金額的には妥当なのか。

（事務局）　市で基金残高の目標は定めていない。歳入の給食費と歳出との差額分を積み立てている。

（会　長）　どれくらい積み立てていたら安全かというのは難しいところだとは思うが、9700万円あればある程度あるのかなと思う。

（委　員）　学校給食費負担軽減事業について、珍しい対応だと思うが、今年度から始めるの

か。

（事務局）　本市においては小学校の保護者負担額は 0 円となっている。今年度からの国の給食費無償化の制度で、給食を食べている児童は恩恵を受けられるが、食べられない児童は恩恵を受けられず、お弁当を持って来てもらったり、不登校の場合は家で用意してもらっていることを受けて、本事業は国の交付金を財源として行う。今年度、西宮市と神戸市は実施している。国の交付金の制度であるので、今後、他市でも増えてくるのではと思う。

（委　員）　中学校も対象になる生徒がいるのでは。

（事務局）　本事業の財源は国の制度を使っている。中学校も対象となると市の財源が必要になってくるので、現時点では小学校だけと考えている。

⑵　学校給食の異物混入事案の報告について（事務局）

・令和 7 年度の学校給食の異物混入事案の報告について、資料を基に、危険物、非危険物の種類、件数、混入の状況について説明を行い、健康被害はなかったことを報告した。

・兵庫県教育委員会の通知に基づき、原材料に由来する物質や変色部分等は異物として数えていない。

※主な発言要旨

（委　員）　小学校の非危険物のビニール片の混入は全て同じ学校だったのか。

（事務局）　同じ学校ではない。

（委　員）　昨年度から中学校の異物混入は 18 件から 6 件に減っている。どのような工夫をされているのか。

（事務局）　昨年、人参の表面に石が含まれていたことがあり、人参の皮をより剥くようにした。また、検収時の意識を高め、何かあったらその都度起こった原因をできる限り究明し、同じ失敗を繰り返さないことに努めている。

（委　員）　スポンジの繊維の混入について、調理中にスポンジを使用しているのか。

（事務局）　炊飯釜を洗う時にスポンジを使用している。本来、綺麗に洗い流したものを使わないといけないが、使用前の目視点検が不足し、混入していたと考えられる。

（会　長）　異物混入をゼロにするのは不可能だと思うが、件数だけだと他との比較がしにくい。人口が似ている他市との比較や、食数に対する事故の割合が分かるといい。

〇会議の非公開について（事務局）

教育委員会では、教育予算・その他議会の議決を経るべき議案の審議を行う場合は、会議を非公開としている。議事(3)の「今後の学校給食に係る物価高騰対応について」に関しては、教育予算として今後の方向性を議論する内容である。このため、議論する前に公開することにより、市議会への運営等に支障がないよう、議事(3)以降の議事については、非公開での議事運営が望ましいとの説明を行った。

会長より委員に諮り、承諾を得て、議事(3)以降の議事は非公開とした。

～～～　　以下、非公開とする　　～～～

3　閉会

以　上